

グリーン住宅ポイント対象住宅証明書発行業務のご案内

グリーン住宅ポイント制度とは、一定の性能を満たす注文住宅の新築や新築分譲住宅の購入、一定の要件を満たす既存住宅の購入、対象工事を実施するリフォーム及び一定の性能を満たす賃貸住宅の新築を対象に、様々な商品等と交換可能なポイントを付与するものです。（制度の詳細は、グリーン住宅ポイント制度事務局のホームページをご確認ください。）

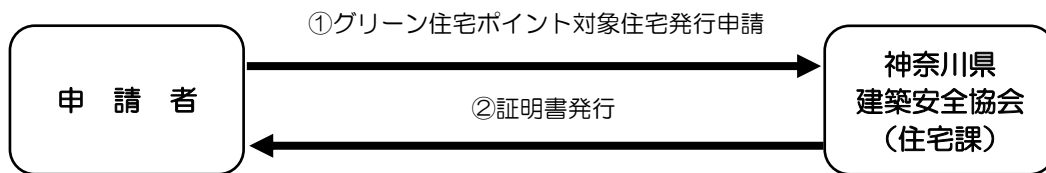
新築住宅において、一定の省エネ性能を有する住宅であることを証明する書類の一つとして「グリーン住宅ポイント対象住宅証明書」が位置付けられています。

当協会は、令和3年4月1日より、登録住宅性能評価機関として「グリーン住宅ポイント対象住宅証明書」の発行業務を行います。

業務区域・業務範囲

業務区域	神奈川県内全域
業務範囲	一戸建ての住宅および共同住宅等
申請の時期	申請時期は着工前、着工後を問わない（グリーン住宅ポイントの現場検査はありません）

申請の流れ



証明書発行後のポイント発行申請手続きは、グリーン住宅ポイント事務局または、当協会の保険課でも行っています。

グリーン住宅ポイント対象住宅の判定基準

対象住宅のタイプ	基準	解説
注文住宅の新築・ 新築分譲住宅の購入	断熱等性能等級 4 ※1 かつ 一次エネルギー消費量 等級 4 以上	対象となる住宅が、基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イに規定する外皮性能の基準及び同号ロに規定する一次エネルギー消費量の基準に適合することを要件とする。 共同住宅等のうちの一の住戸が対象である場合にあっては、住戸単位又は住棟単位の外皮性能の基準に適合することを要件とする。
賃貸住宅の新築	建築物省エネ法に基づく住宅トップランナー制度の基準に適合 ※2 し、かつ全ての住戸の床面積が 40 m ² 以上	次の①及び②に適合することを要件とする。 ①共同住宅等が基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ（1）に規定する外皮性能の基準に適合するとともに、当該共同住宅等の BEI が 0.9 以下であること。 ②2 戸以上の住戸を有し、全ての住戸の床面積が 40 m ² 以上の賃貸住宅であること。（床面積：壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積（吹き抜け、バルコニー及びメーターボックスの部分を除く）により算定。なお、住戸内に階段が存在する場合、階段下のトイシ及び収納等の面積を含める。）

※1 断熱等性能等級 4 を満たさない住宅であって、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）に基づく住宅の外皮性能の基準に適合するものを含む。

※2 当該共同住宅等が基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ（1）に規定する外皮性能の基準に適合するとともに、当該共同住宅等の BEI が 0.9 以下であること。

審査手数料（一戸建て住宅の申請の場合）

①単独申請の場合

（税込金額 単位：円）

計算方法	手数料
性能基準・仕様基準・モデル住宅法	33,000

②協会が発行した評価書等を活用する申請の場合

（税込金額 単位：円）

活用書類	適格が確認できる基準	手数料
設計住宅性能評価書	断熱等性能等級 4 ※	22,000
建設住宅性能評価書	断熱等性能等級 4 ※	22,000
フラット 35S 適合証明書（金利 B プランの省エネルギー性の基準に適合しているものに限る）及び設計検査申請書（令和 2 年 12 月以前に設計検査の申請をしたものに限る）	断熱等性能等級 4 ※	22,000
	一次エネルギー消費量等級 4 以上 （基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イに規定する外皮性能の基準を満たすもの）	5,500
フラット 35S 適合証明書（金利 A プランの省エネルギー性の基準に適合しているものに限る）及び設計検査申請書	一次エネルギー消費量等級 5 （基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イに規定する外皮性能の基準を満たすもの）	5,500
すまい給付金制度の現金取得者向け新築対象住宅証明書	断熱等性能等級 4 ※	22,000
	一次エネルギー消費量等級 4 以上 （基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イに規定する外皮性能の基準を満たすもの）	5,500
贈与税の非課税措置の住宅性能証明書	断熱等性能等級 4 ※	22,000
	一次エネルギー消費量等級 4 以上 （基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イに規定する外皮性能の基準を満たすもの）	5,500

※仕様基準によるものは除く

提出書類

- 提出部数：正本及び副本
- 審査に必要な情報が他の図書により確認できる場合は、当該図書を省略することができます。

書類名称
グリーン住宅ポイント対象住宅証明依頼書（別記様式 1 号）
委任状（代理者が申請手続きを行う場合）
案内図
配置図
仕様書（仕上表を含む）
各階平面図
求積図
立面図
断面図または矩計図
各種計算書
機器表
評価書等（グリーン住宅ポイント対象住宅判定基準の一部への適格が証明できるものとして活用する場合）